

失 踪 届

人が、所在、生死ともに不明である状態が長期間続く場合は、その人と法律上利害関係のある人の請求により、家庭裁判所が失踪宣告をし、その生死不明者を死亡したものとみなします。

失踪と見なされるのは次の場合です。

- ・不在者の生死が明らかでないこと
- ・生死不明の状態が次の一定期間継続すること

普通失踪：従来の住所又は居所を去った者の生死が7年間不明であること

危難失踪：戦地に臨んだ者、沈没した船舶に乗っていた者、その他死亡の原因となるような危難に遭遇した者については、戦争が止み、船舶が沈没し又は危難が去った後1年間その生死が不明であること

- ・利害関係人の請求があること

根拠法令	戸籍法第94条、民法第30条、第31条
届出期間	審判確定日から10日以内
届出地	失踪者の本籍地、届出人の所在地
届出人	家庭裁判所に失踪宣告又は失踪宣告取消しの審判申立をした者
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：失踪届記入例は下記をご覧ください。※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。・審判書謄本と確定証明書：失踪宣告（または失踪宣告取消し）・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・失踪宣告によって死亡したものとみなされた者が実際は生存していた場合、死亡したものとみなされた時期と異なった時期に死亡していたという場合等には、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により失踪宣告を取り消すこととなります。
関連の届出	
教示	失踪届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

失踪届

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	發送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 失踪した人の 氏 名	かすかべ 氏 春日部	たろう 名 太 郎	大正・昭和平成40年9月9日生
	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)		
最後の住所	世帯主 の氏名 春日部 花子		
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番		
	筆頭者 の氏名 春日部 太郎		
死亡とみなされる 年 月 日	令和4年10月20日		
審判確定の 年 月 日	令和5年12月20日		
そ の 他			
届 出 人	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()		
	住 所	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号	
	本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番 筆頭者の氏名 春日部 太郎	
	署 名	春日部 花子	印

※持参するもの 審判書謄本と確定証明書、印鑑

連絡先	電話 048(736)1111 (自宅)・携帯・勤務先・呼出
-----	-----------------------------------